

特定非営利活動法人プラチナ美容塾
情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人プラチナ美容塾(以下「当法人」という)が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 当法人は、この規程の解釈及び運営に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公開されることのないように努める。

(利用者の責務)

第3条 第6条に規定する情報公開の対象資料を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に対する権利を侵害することがないように努めなくてはならない。

(情報公開の方法)

第4条 当法人は、情報公開の対象に応じ、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(書類の事務所備え置き)

第5条 当法人は、法令の規定に従い、所要の書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧又はその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの資料)

第6条 前条の事務所備え置きの対象資料は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

- 2 別表1中、「備え置き期間」として、備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の資料を、備え置き期間を表示していないものについては最新の資料を公開する。ただし、当該書類に含まれる個人情報情報は公開対象から除外する。

(閲覧の場所及び日時)

第7条 当法人の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所の事務局の部屋とする。

- 2 閲覧の日は当法人の休日以外の日とする。ただし、当法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 閲覧希望者から別表1に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、事務所に備え付ける閲覧受付簿に必要事項を記載の上、閲覧に供する。ただし、当該書類に含まれる個人情報情報は公開対象から除外する。

(3)閲覧したい者又は謄写を希望する者から謄写の希望があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第9条 当会は、第5条から第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対し インターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。この法人の個人情報保護方針はホームページに公開する

(管 理)

第10条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

附則 平成 29 年 10 月 19 日 制定・施行

別表1

※④⑤は、認定取得時に所轄庁に提出した申請書を意味する

番号	対象書類等の名称	閲覧可能期間
①	定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)	最新
②	事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面)	※1
③	役員名簿	最新
④	認定の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	認定の有効期間中
⑤	認定の申請書に添付した寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	認定の有効期間中
⑥	前事業年度の役員報酬および費用に関する規程	※1
⑦	前事業年度の収益の明細など法第54条第2項第2号から第4号に掲げる書類	※1
⑧	助成金の支給の実績を記載した書類	※2

※1 作成日から翌々事業年度の末日までの間

※2 作成日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間

様式1

情報閲覧(謄写)申請書
(特定非営利活動法人プラチナ美容塾宛て)

	申請日	
申請者	住所・電話番号・メールアドレス等	

閲覧・謄写を要する事項	目的	閲覧・謄写の希望日

情報の閲覧・謄写を依頼する目的・使途・事由を具体的に

審議日	公開の可／否